

建設現場における快適トイレ設置試行要領

平成28年 6月 8日
県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、男女ともに働きやすい環境を整備するため試行する「建設現場における快適トイレ設置の試行工事」(以下「試行工事」という。)の実施の流れ、提出資料その他必要な事項について定めるものとする。

(試行の対象)

第2 試行工事は、入札公告及び特記仕様書において、「建設現場における快適トイレ設置の試行工事」である旨を記載するものとする。

入札公告例

5 その他の事項

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の試行対象工事である。

特記仕様書記載例 (第1章第〇条に記載するものとする。)

第〇条 営繕関係

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の試行工事とする。

試行にあたっては、「建設現場における快適トイレ設置試行要領」に基づき行う。

試行実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/jyoseikasetutoire.html>)

(試行の内容及び仕様)

第3 試行工事の内容は、現場で働く全ての労働者を対象として快適トイレを設置する工事とし、現場事務所内(現場事務所と一体)のトイレは含まないものとする。

2 快適トイレの導入にあたっては、次の(1)及び(2)の仕様を全て満たすことを示す書類を添付し、監督員と協議する。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

ア 洋式便座

イ 水洗機能(簡易水洗及びし尿処理装置付含む)

ウ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)

※必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること

エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)

オ 照明設備(電源がなくてもよいもの)

カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能(耐荷重5kg以上)

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

ア 男女別の明確な表示(女性が現場にいる場合に必須)

イ 入口の目隠しの設置

(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

ウ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)

エ 鏡付きの洗面台

オ 便座除菌シート等の衛生用品

3 快適トイレについては、リース品対応とする。

(業務手続)

第4 監督員は、受注者に、試行対象工事である旨を伝え、実施の可否について確認する。

2 受注者は、実施の可否について、工事打合簿(様式1)により監督員へ報告する。

3 受注者から実施する旨の報告があった場合は、監督員は監督員指示書(様式2)により受注者へ指示する。

4 受注者は、快適トイレを設置するに当たり、事前に見積書、仕様、カタログ等を監督員に提出し、協議する。

5 受注者は、設置費用(リース料)確定後、速やかに設置した快適トイレの写真、本要領の仕様を満たすことを示す書類及び費用の内訳が分かる取引書類を監督員に提出し、監督員は、快適トイレ設置に関する報告書(様式3)を技術企画課長に提出する。

6 受注者は、工事完了後14日以内(土、日及び祝日含む。)にアンケート(様式4)に回答する。

(設置費用等)

第5 快適トイレの設置費用については、前条第5項の書類等提出後、監督員と協議の上決定し、最終変更契約時に計上する。

2 変更対象額は、前条第5項の書類等に基づき算出した設置費用(円/基・月)から10,000円(従来品の費用)を控除した額と、積算上限額45,000円/基・月を比較し、安価な方を設計変更の対象とする。

なお、女性が現場で働く場合は、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとし、積算上限額は90,000円/2基・月とする。

3 ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで90,000円/基・月を上限額として計上できるものとする。

4 リース期間は、最低1か月以上とする。

(試行工事における留意事項)

第6 快適トイレの変更設計対象額は共通仮設費(営繕費)とする。

2 設置撤去費、運搬費及び維持管理費は共通仮設費(営繕費)の対象としない。

附 則

この要領は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。